

一般社団法人佐久産業支援センター慶弔見舞金規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「当センター」という。）の慶弔及び見舞に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種 類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 死亡弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 災害見舞金
- (4) その他の慶弔見舞金

(支給対象者)

第3条 慶弔見舞金の支給対象者は、正会員（設立会員、特別会員、一般会員）と職員とし、次のとおりとする。

- (1) 設立会員（法人及び団体の場合、その代表者）
- (2) 特別会員（法人及び団体の場合、その代表者）
- (3) 一般会員（法人及び団体の場合、その代表者）
- (4) 一般会員（個人会員の場合は、その登録者）
- (5) 職 員（勤務者本人と同居家族）

(特別会員等の死亡弔慰)

第4条 特別会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、1万円とし、死亡弔慰金の支給以外に、弔電を送ることとする。

2 特別会員の同居家族が死亡した場合の死亡弔慰金は、1万円とする。

(一般会員の死亡弔慰)

第5条 一般会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、5千円とする。

(代表理事・理事・監事経験者の死亡弔慰)

第6条 当センターの代表理事・理事・監事経験者が死亡した場合の死亡弔慰金は、3万円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本センターの名称及び代表理事名を記した生花を供するとともに、弔電を送ることとする。

(職員の死亡弔意)

第7条 当センター勤務の職員が死亡した場合の死亡弔慰金は1万円とし、死亡弔慰金の支給以外に、弔電を送ることとする。

2 職員の(同居)家族が死亡した場合の死亡弔慰金は、5千円とし、死亡弔慰金の支給以外に、弔電を送ることとする。

(傷病見舞金)

第8条 職員が傷病により7日以上入院して加療する場合の傷病見舞金は、5千円とする。

(災害見舞金)

第9条 職員が自然災害、事故災害その他不慮の災害により、住居に損害を被った場合の災害見舞金は、その都度、代表理事及び業務執行理事が協議して決定することとする。

(その他の慶弔見舞金)

第10条 その他の慶弔見舞金については、その都度、代表理事及び業務執行理事が協議して決定することとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の協議にて別に定める。

附則1 この規程は、令和4年7月8日から施行する。